

低未利用土地権利設定等促進計画

上越市における低未利用土地権利設定等促進計画の制度概要は、以下のとおりです。

低未利用土地権利設定等促進計画

制度概要	低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市が作成することができる。
対象区域	誘導重点区域内
対象者	対照区域内の土地、建物及び土地に定着する物件の権利を有する者
低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項	促進すべき権利設定等の種類：所有権、地上権、賃借権等 立地を誘導すべき誘導施設等：住宅又は都市機能誘導施設の立地等
支援措置	■低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置。 ①所有権の移転登記1,000分の10（本則1,000分の20） ②地上権等の設定登記等1,000分の5（本則1,000分の10） ■低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域又は都市機能誘導区域内にある一定の土地に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。
担当窓口	都市整備部 都市整備課（計画係） 電話：025-526-5111
運用開始	令和2年4月1日